



かながわ犯罪被害者 サポートステーション

犯罪の被害に遭われてお困りの方はお電話ください

電話相談 ☎ 045(311)4727

月～土 9:00～17:00 ※日曜日、祝日、年末年始を除く

ご相談をお受けした後、個人に合わせた支援プランでサポートします。

- 相談・支援は無料です。(一部の支援は回数の制限があります。)
- 秘密は厳守します。
- 殺人、傷害、強盗、性犯罪等により、心身に被害を受けられた方やその家族の方々を対象としております。

※借金、不動産トラブル等、民事上の紛争についてはお受けしていません。

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは 他の支援関係機関と連携して、総合的な支援を提供します

被害者

- 被害者の方々のニーズ、支援の必要性を把握
- 他関係機関の支援施策も含め調整し、連携した支援を提供

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは次のような支援を行っています。

法律相談

原則として、殺人、傷害、強盗、性犯罪等により、心身に被害を受けられた方やその家族を対象に、被害者支援に精通した横浜弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施しています。（初回のみ無料）

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、神奈川県臨床心理士会所属の臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。（回数に制限あり）

警察・裁判所等への付き添い

ご希望に応じて、警察、検察庁、裁判所、病院等へ支援員等が付き添います。

生活資金の貸付

犯罪被害に遭ったことで生ずる、医療費などの不測の経費等について貸付を行います。

①犯罪被害者等給付金の支給対象となる被害者の方やその家族 限度額 100 万円

②①の対象とならないが故意の犯罪による被害を受けられた方やその家族 限度額 30 万円

※犯罪被害者等給付金とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に国から一時金として支給されるものです。

※財産犯（詐欺・窃盗等）による被害は除きます。

自助グループの紹介

同じような被害に遭われた方々と体験を共有し分かち合うことで、本来持っている力を取り戻していく場である自助グループを紹介します。

サポートステーションが窓口となり支援内容を調整します

検察庁

裁判所

横浜弁護士会

法テラス

神奈川県臨床心理士会

市町村

福祉機関

その他関係機関

ボランティア募集

県では、かながわ犯罪被害者サポートステーションが窓口になり、相談・イベント等にたずさわってくださるボランティアの方を幅広く募集しています。

皆さんもできることから始めてみませんか！

お問い合わせ先

かながわ犯罪被害者サポートステーション **045 (312) 1121** 内線 3431・3432

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」は、神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき開設した施設です。

犯罪被害に遭われた方やその家族の方々が、いずれの機関・団体にアクセス（相談）しても必要な支援を途切れることなく受けることができるように、「県警察」「県」「特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター」の三者が常駐し、犯罪被害者の方々が必要とする支援を、各々の専門性やノウハウを活かしながら、総合的にきめ細かく提供します。

サポートステーションに常駐している三者の紹介です

◆県（安全防災局安全安心部くらし安全交通課）

弁護士による法律相談、生活資金貸付などを担当しているほか、被害者の方々の置かれた状況や支援の必要性について理解を促進するための広報・啓発活動等も実施するとともに、他の関係機関との連絡調整を行っています。

◆県警察（警務部警務課被害者支援室）

相談専門員による支援・カウンセリング、犯罪被害者等給付金手続、被害者の方々へ支援に関する情報提供等を行っています。

◆特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

カウンセリング、警察・裁判所等への付き添い、電話相談（*）、自助グループの運営や育成等を行っています。
※神奈川被害者支援センターは、犯罪や事故・災害に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々の「心のケア」等のサポートをするボランティア組織で、平成 13 年 5 月に設立されました。

※神奈川被害者支援センターでは独自の電話相談（ハートライン神奈川）も行っています。サポートステーション相談電話と併せてお気軽にご利用下さい。

ハートライン神奈川 045 (328) 3725 月～金 10 時～16 時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び穏やかな日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (6) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が適切に提供されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び穏やかな日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとする。

3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

- (1) 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - ② 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないよう、犯罪等により生じた経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるように、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を支援しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

(附 則)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部改正)
- 2 神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成16年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第34条を第33条とする。

第7章を第6章とする。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

かながわ犯罪被害者サポートステーションについてのお問い合わせは

神奈川県安全防災局安全安心部くらし安全交通課横浜駐在事務所

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階

電話 045 (312) 1121 (代) 内線 3431・3432 FAX 045 (311) 4755

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/sien.html>